

学校法人会計と企業会計の違い

学校法人会計と企業会計では、その目的の違いにより、計算書や計算構造に違いがあります。企業の損益計算書が経営成績を明らかにすることを目的としているのに対し、学校法人の事業活動収支計算書は経常的な収支（教育活動収支・教育活動外収支）及び臨時的な収支（特別収支）の均衡状態を明らかにすること、また短期・長期の全体的な収支の均衡状態を明らかにすることを目的としています。

事業活動収支計算書の計算構造は、各事業活動収支から基本金組入額を控除したものを当年度収支差額とし、さらに当年度収支差額から前年度繰越収支差額を控除したものを翌年度繰越収支差額としています。その目的は、維持すべき資産等の取得財源（基本金）を確保した上で、継続的な事業収支の均衡状態が維持できているか判断するためです。

平成27年施行の学校法人会計基準の改正により、これまで用いられていた消費収支計算書に替わり事業活動収支計算書が導入されました。これにより、企業会計で経常損益計算と特別損益計算を区分しているのと同様、学校法人会計でも経常収支と特別収支を区分するようになりました。資金収支計算書についても新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる活動区分資金収支計算書が導入されています。

上記のことを踏まえて、本ウェブサイトに公開している計算書類をご覧ください。

財務諸表と称する場合に、

企業会計では「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」を代表とし、

学校法人会計では「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」を代表としています。

いくら利益をあげているかを判断する場合には、純利益などを明らかにする仕組みを持つ企業会計が明瞭です。一方、教育・研究の価値をはかる尺度はなんでしょうか。学校法人会計では、「損益」に着目する以上に、現在と未来の学生達へいかなる教育を行うのか、いかにして就学環境を継続的に支えていくのか、将来社会に還元される研究活動をいかにして推奨し、充実した研究環境をいかに整えていくのかといったことに着目し、そのために、独自の仕組み（基本金組入など）を持っています。

学納金や寄付金・補助金などの収入を、学校法人の主目的である教育・研究にどのように使っているのかがわかるよう、教育研究経費と管理経費という分類を用いているのもそのためです。